

平成28年第3回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成28年 5月30日(月) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第45号 専決処分について(見附市養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改
する規則の制定について)

議第46号 専決処分について(見附市立学校運営協議会委員の委嘱について)

議第47号 専決処分について(見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について)

議第48号 専決処分について(見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱につ
いて)

議第49号 専決処分について(見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱に
ついて)

議第50号 専決処分について(見附市青少年指導員の委嘱について)

議第51号 専決処分について(見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱につ
いて)

議第52号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱につ
いて) 4. 1付

議第53号 専決処分について(見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱に
ついて)

議第54号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱につ
いて) 5. 1付

議第55号 見附市学校給食費補助金交付要綱の制定について

議第56号 耳取遺跡調査指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第57号 見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定
について

議第58号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定に
ついて

議第59号 平成28年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案に
ついて

○出席者（5名）

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	南 雲 京 子
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子

○事務局出席者

教 育 部 長	土 田 浩 司
教育総務課長	吉 原 雅 之
学校教育課長	阿 部 桂 介
まちづくり課長	岡 村 守 家
教育総務課長補佐	早 川 洋 介
学校教育課長補佐	糀 谷 正 夫
こども課長補佐	森 澤 祐 子
臨 時 職 員	後 藤 直 子

14時02分開会

教 育 長

只今より、平成28年第3回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席委員5人全員でございます。

教 育 長

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

教 育 長

日程第2報告事項報告1. 伊達市移動教室について、を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「伊達市移動教室について」について、ご報告いたします。

今年度は5月25日の上北谷小学校をスタートとして、今町小学校、新潟小学校に伊達市の5校合計58名の児童を受け入れます。

5月13日には伊達市より10名の教育委員会職員及び学校職員が訪問し、打合せが行われました。伊達市の児童がのびのびと屋外で活動するとともに、両市の児童の交流を一層進めたいと考えます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

今年度の58名受入というのは、昨年度と比較して増えているのですか。

学校教育課長

昨年度は、受入校が上北谷小学校1校で10名程でしたので、増えております。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、次に報告2. ネウボラについて、を教育部長より説明願います。

教 育 部 長

今年度の新規事業として「ネウボラみつけ」を5月9日から保健福祉センター2階に開設いたしました。その概要について説明させていただきます。

配布してありますチラシをご覧ください。

「ネウボラ」とはフィンランド語で「アドバイスの場」という意味で、フィンランドでは妊娠してから小学校に入学するまで定期的に通い、保健師や助産師と言ったプロからアドバイスをもらいます。

見附市でもフィンランドのように、妊娠期から育児まで切れ目のない子育て支援を行っていくため、「妊娠期や産後の早い時期のサポート」と「発達気になる子どもの早期支援」を一元化させた見附版のネウボラに取り組むこととしたものです。

スタッフとして助産師、保育士、保健師、心理相談員、言語聴覚士の専門職が相談などに対応することしております。

事業内容としましては、まず「妊娠期や産後の早い時期のサポート」として産前サポート・産後サポート、産後ケア事業、乳幼児健診・相談会を実施します。産前産後サポートに位置づけている「ほっとカフェ with 子育てマイスター」では、市で実施した子育て支援員研修などを受講した子育てマイスターの方から運営していただいております。気軽にゆっくりできる雰囲気、お母さん同士が情報交換や仲間づくりを行える場として毎週月曜日に開催しております。毎回30組程の親子が利用され好評をいただいております。

また、「発達気になる子ども早期発見」のため、「児童発達支援相談室」を同じ

保健福祉センター2階に開設し、妊娠中から健康の悩みや子どもの発達などの相談に対応し、切れ目なく見守ることで、障害や病気を早期発見し、早期支援につなげていきたいと考えております。次ページ以降はそれぞれの事業の詳しい内容が記載されておりますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

先日、テレビで長岡市と見附市のネウボラを取り上げているのを見ましたが、見附市の特徴はどのようなところですか。

教 育 部 長

長岡市は、マンションの1室を借りて産後サポートを保健師が対応しますが、見附市の場合は、産前・産後サポートと産後ケアを一緒に行い、また同時に児童発達相談も行うことが見附版ネウボラの特徴です。

また、「ほっとカフェ with 子育てマイスター」も毎回30組程の親子が利用されて好評をいただいておりますが、ここが見附のネウボラの入口と位置づけておりますので、気軽に利用していただく中で、情報交換や相談につなげていきたいと考えております。

教 育 長

他に質問はございませんか。

武 田 委 員

里帰り出産の方も利用できるのですか。

教 育 部 長

ネウボラ見附は基本的には無料ですので利用していただけます。ただし、産後ケアで助産師が訪問する場合は費用がかかり、その費用を助成しますので見附市在住

の方に限らせていただいております。

教 育 長

他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

日程第3議第45号専決処分について（見附市養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について）を議題といたします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

議第45号見附市養育医療措置費負担金徴収規則の制定について専決いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

改正の内容を説明いたしますので2ページをご覧ください。

養育医療とは生まれた赤ちゃんの体重が2000グラム以下で入院が必要な場合の医療費を助成する制度であります。保護者の所得により負担金を徴収することとなっております。その負担金の額を規定しております第2条におきまして、これまでは「平成20年6月4日通知の母子保健衛生費の国庫負担金（補助）について」の別紙に規定されていたものが、「平成28年3月11日通知の未熟児養育医療費等の国庫負担について」の別紙に規定されることとなったことから、根拠となる通知を改めるものであります。なお、負担金の額に変更はありません。

附則におきまして、施行日を公布の日からとし、平成27年4月1日から適用するものであります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第46号専決処分について（見附市立学校運営協議会委員の委嘱について）から議第50号専決処分について（見附市青少年指導員の委嘱について）までを議題といたします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第46号専決処分について、でございます。

専決第5号をご覧ください。見附市立学校運営協議会委員に、名簿にあるとおり、151名を委嘱したいので、承認願います。任期は平成29年3月31日までの1年となります。

議第47号専決処分について、でございます。

専決第6号をご覧ください。見附市教育センター運営委員会委員に、名簿にあるとおり、5名に委嘱したいので、承認願います。任期は2年で、平成30年3月31日までとなります。なお新任と記載してある方は、人事異動による新任の方であります。

議第48号専決処分について、でございます。

専決第7号をご覧ください。別記「見附市就学支援委員会名簿」にあるとおり、委員18名、相談員14名を委嘱したいので、承認願います。任期は平成29年3月31日までの1年となります。

議第49号専決処分についてでございます。

専決第8号をご覧ください。見附市青少年育成センター運営委員会委員に、別記名簿にある10名のうち、人事異動等による新任2名に委嘱したいので、承認願います。任期は前任者の残任期間の平成29年3月31日までとなります。

議第50号専決処分についてでございます。

専決第9号をご覧ください。見附市青少年指導員に、別記名簿にある、人事異動等による新任8名に委嘱したいので、承認願います。

任期は前任者の残任期間の平成29年3月31日までとなります。

教 育 長

議第46号の説明に対して質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議第47号の説明に対して質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議第48号の説明に対して質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議第49号の説明に対して質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議第50号の説明に対して質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本5案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本5案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第51号専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

議第51号見附市子ども支援対策地域協議会の委嘱について、4月1日付で専決いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

内容の説明をさせていただきますので、24ページをご覧ください。

見附市子ども支援対策地域協議会は児童虐待を防止するために関係機関と情報を共有し、連携して支援するために設置しており、その委員には「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱」に定める各機関から委員を推薦していただき委嘱しているものです。

本年4月付の人事異動等により代表者会議委員で5名、実務者会議委員で3名の方を新たに名簿記載のとおりに委嘱するものであります。なお、新委員の任期は、前任者の残任期間である平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間です。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第52号専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）4月1日付を議題とします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

議第52号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会の委嘱について）4月1日付専決分について、26ページをご覧ください。新潟小学校長ならびに西中学校長が異動した為、記載の2名の新校長に委嘱するものです。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

小 林 委 員

26ページの表の役職名が学校名になっていますがどういうことなのでしょう。

教育総務課長

申し訳ございません。「長」が抜けておりました。「新潟小学校長」、「西中学校長」であります。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第53号専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）を議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

議第53号専決処分についてご説明いたします。28ページをお願いいたします。

初めに申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。専決処分の年月日が平成28年4月26日となっておりますが、平成28年5月1日に訂正をお願いいたします。

それでは、専決第12号「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」説明いたします。委員としてお願いしております団体の代表交替に伴い、見附市PTA連合会から山内美子さんを、見附市青少年育成会連合会から大塚純一さんを、新たに5月1日付で委員に委嘱いたしましたので、承認をお願いするものであります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第54号専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）5月1日付議第55号見附市学校給食費補助金交付要綱の制定について、議第56号耳取遺跡調査指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題とします。教育総務課長に説明を求めます

教育総務課長

議第54号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）5.1付専決分について、31ページをご覧ください。異動のありました学校のPTA役員を見附市学校給食センター運営委員会委員として、5月1日付で委嘱するものです。

続きまして、32ページをご覧ください。議第55号見附市学校給食費補助金交付要綱の制定についてご説明します。

市では、子育て支援の一環として、多子世帯の給食費の負担軽減を図るため、今年度より多子世帯への学校給食費の補助を行うことといたしました。

概要を申し上げますと、中学3年生以下の子どもを3人以上養育する保護者に

対し、子どもの人数から2人を引いた人数の給食費相当額を補助するものです。この制度の大きな特徴ですが、他市町村では小中学校に通学する子どもが3人以上としていますが、見附市では就学前のお子さんも含めて3人以上としていること、また、他市町村では3番目以降のお子さんに対して給食費無料としています。見附市では、3人目が生まれた場合に、そのお子さんが小学校入学を待たずして、一番上のお子さんの給食費の補助が行えることです。全国でも類を見ない事例でございます。

それでは要綱の各条項についてご説明します。第1条には趣旨として、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減する旨を記載しています。第2条に補助対象者として第1項に中学生以下のお子さんを3人以上養育する保護者、市内に住所を有すること、給食費の未納がない事を規定しています。第2項では就学援助等により、給食費相当額の援助を受けている保護者は対象としない旨を、第3条では、補助金の額を規定しています。補助金は市内の小中学校に通学する子どもには保護者が支払った額を上限としますが、市外に通学する子どもは、実際支払った給食費と見附市の給食費のいずれか低い額を上限とします。また、年度途中で第3子が生まれた場合はその翌月から一番上のお子さんを補助の対象とします。第4条から第8条までは補助金の交付手続きについて、第9条、10条では補助金交付の取り消しや返還に関する事を規定しています。

附則といたしまして、この要綱は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものです。

続きまして、36ページをご覧ください。議第56号耳取遺跡調査指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明します。本要綱は、耳取遺跡の発掘調査並びに保存活用計画について必要な検討を行うことを目的に、平成24年2月に制定されました。昨年10月に耳取遺跡が国史跡に指定され、本年度から追

加の発掘調査と保存活用計画の策定に着手することから、要綱の一部改正を行うものです。表をご覧ください。現行では、第4条に設置期間として、平成26年度で終了した発掘調査を一区切りとして平成27年3月31日までを委員会の設置期間としておりましたが、今後も委員からの専門的な指導、助言を受けながら事業を推進するため、この第4条を委員の任期として改正するものです。なお、委員の任期は1年とし、再任を妨げないものです。

附則といたしまして、この要綱は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものです。

教 育 長

議第54号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議題55号の説明に対して、ご質疑はございませんか。

小 林 委 員

第3条の3ですが、具体的にケースを想定されていますか。

教育総務課長

福島県からの避難されている方で該当する方がいらっしゃいますが、住所を移されておられません。そういう方が第3条の3に該当します。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第57号見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第58号見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

議第57号見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

改正の内容について説明をさせていただきますので、38ページをご覧ください。対象者を規定している第1条で、これまで対象となる養成機関で2年以上修業することとしておりましたが、これを1年以上に改めることとしました。

また、対象資格を規定している第4条において、これまで、5つだった資格を7つ増やして12にするものであります。

交付金の基準及び額を定めている別表におきまして「訓練促進給付金」の交付期間を「上限2年」を「上限3年」と期間を1年延長することとしました。

41ページの申請書の様式におきましては、様式中段の「就業に係る資格」のところについて新たに追加となった資格を記載するようにしたものであり、43ページ、44ページも同様の改正であります。

附則におきまして、施行日を公布の日からとし、平成28年4月1日から適用するものであります。

議第58号見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定

について説明させていただきます。

改正の内容について説明をさせていただきます。

給付金の額を規定しております第4条において、これまで対象者が支払った費用に100分の20を乗じた額で10万円を上限とし、4千円を超えない場合は支給しないとしていたものを、それぞれ100分の60を乗じ、上限を20万とし、1万2千円を超えないときは支給しないこととするものであります。

48ページ、49ページの申請書では、49ページの注2の上限額を20万円に改めるものであります。50ページの様式も同様の改正であります。

附則において、施行日を公布の日からとし、平成28年4月1日から適用するものであります。

教 育 長

議第57号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

小 林 委 員

第4条の「対象資格は次のとおりにする」の資格で改正前も改正後も最後(12)が(略)になっていますが、申請書類の方をみると最後は「その他」となっています。いずれにしても、対象資格以外でも支給対象とすることは可能だということなのでしょうか。

教 育 部 長

その他につきましては、特別な事情がある場合はその他の資格でも認めても差し支えないという事で、それはその時に応じて協議させていただくということです。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議題58号の説明にたいしまして、ご質疑ございませんか。

各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第59号平成28年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について、を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第59号平成28年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算原案について説明いたします。

「わくわく体験塾事業」に係る歳入118万3千円、歳出31万9千円の補正であります。

補正の理由ですが、文部科学省委託事業に「わくわく体験塾事業」と「水辺の市民ボランティア育成支援事業」が採択されたための歳入・歳出の補正であります。

「水辺の市民ボランティア育成支援事業」はまちづくり課の事業です。

「奨学金基金繰出金」による300万円の補正であります。H28年度第2期採用（最大9名）に伴う繰出金の増額に伴う補正であります。

現時点での基金残高とH28年度返還金を合計とした奨学金原資が715万7千円を見込んでいます。

H28年度第1期6名を認定し継続認定数19名分の貸出金が684万円、第2期認定数を最大の9名とすると貸出金が324万円、貸出金合計が1,008万円となり、およそ300万円の不足が生じます。その不足分を補うための補正であります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長


以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで平成28年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時46分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 浩司 

議事録署名委員

小倉 美砂子 